

令和5年6月1日提出

職員の懲戒処分

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和5年6月1日(木)
場所	
内容	<p>職員に対し懲戒処分を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none">被処分者 所属：こども福祉部保護課 男性職員(20歳代)処分内容 懲戒戒告処分年月日 令和5年6月1日処分理由 被処分者が、令和4年11月8日に諫早市永昌町の市道を公用車で運転中に、左折しようとして減速した前方車両に追突する交通事故を起こし、運転者並びに同乗者を負傷させたことについて、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により懲戒処分を行いました。その他 管理責任として、被処分者の当時の上司(課長)を文書訓告としました。
問い合わせ先	諫早市総務部職員課 課長 大谷 宏和 電話番号:0957-22-1500(内線3560) E-mail:shokuin@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	